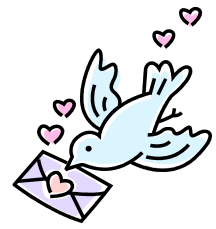


# ～あかり行政書士事務所通信～

第 3 号(2014.5.1)



## ☆遺言の種類

遺言は民法に規定されている方式でなければなりません。  
民法には次の 3 種類の方式が規定されています。



## ☆自筆証書遺言(民法 968 条)

遺言書の全文を自筆し、署名押印をして作る方式です。

メリットは自室でゆっくりと作ることができ、手間も少なく費用も安く済むことです。

反面、有効な遺言とするための法的要件のチェックを自分で行う必要があり、その不備によっては遺言が無効となってしまうおそれがあります。

また、遺言書の管理も自分で行うので、悪意のある者に改ざんされたり破棄されたり、場合によっては作った遺言書を失くしてしまったりするおそれもあります。

さらに、遺族が遺言書を発見したときには家庭裁判所の検認を受けなければなりません。この検認を受けないと 5 万円以下の過料に処されてしまいます。(民法 1004 条, 1005 条)

## ☆公正証書遺言(民法 969 条)

公証役場で公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人がそれを筆記して公正証書として作成する方式です。

メリットとして法的不備により無効となるおそれが高いこと、紛失したり改ざんされたりするおそれがないこと、家庭裁判所の検認が不要なこと、病状等により筆記ができない方でも遺言をすることができること等があります。



3 方式の中で一番実行確実性の高い安心な方式ですが、最大のデメリットは手間と費用です。公証役場との事前のやりとりや、2 人以上の証人の手配を行う必要があります。

また、公証人への手数料は遺言内容によって変動しますが、高額になることが多いです。

## ☆秘密証書遺言(970 条)

作成した遺言書を封印して公証役場へ持参し、公証人が遺言の存在を確認する方式です。自筆証書遺言よりも費用や手間がかかるわりに公正証書遺言ほどの確実性はありません。現実的にはほとんど利用されていない方式です。

この記事へのお問い合わせは 042-703-6059 までご連絡ください。(平日 10:30~18:30)  
※外回り等でお電話に出ることができない場合がございますのでご了承ください。

発行者: あかり行政書士事務所 相模原市緑区橋本 2-3-22 大雄地所本社ビル 602 号室  
行政書士 土屋 亮